

静岡市工芸と歴史の体験施設
「駿府匠宿」

指定管理者募集要項

静岡市経済局商工部産業振興課

静岡市（以下「市」という。）では、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」（以下「駿府匠宿」という。）の管理運営に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成15年静岡市条例第189号）第10条第1項の規定に基づき、指定管理者を募集します。

指定管理者制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間企業まで広げることにより、多様化する市民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としています。

駿府匠宿において、民間事業者のノウハウや企画力を十分に発揮していただくため、次のとおり事業者を広く募集し、創意工夫のある事業提案を募集します。

1 施設の概要

（1）概要

項目	内容
名 称	静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」
所 在 地	静岡市駿河区丸子3240番地の1
建物の概要	敷地面積 約11,853㎡ （本館 約5,300㎡、別館 約1,200㎡、駐車場 約5,353㎡） 延床面積 約6,542㎡（建物の面積） （本館 約2,856㎡、別館 約801㎡、立体駐車場等 約2,885㎡）
建 築 時 期	本館：平成11年4月、別館：平成12年4月

（2）建物の詳細（※1）

建物ごとの現在の名称及び用途並びに構造及び延床面積は次のとおり

	建物の名称（用途）（※2）	構造	延床面積 （㎡）
本館	展示棟：伝統工芸館 （伝統工芸品の展示・休憩所）	鉄骨・鉄筋コンクリート造 瓦葺地下1階付2階建	923.83
	工房棟：創作体験工房 （創作体験）	木造 瓦葺平家建	1,114.23
	茶房棟：ギャラリー （休憩所）	木造 瓦葺平家建	154.07
	食堂棟：利便施設	木造 瓦葺2階建	355.24

	(食事処)		
	物販棟：利便施設 (お土産処・地場産品紹介)	木造 瓦葺平家建	268.30
	事務所棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建	201.10
	便所棟：その1	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	39.19
	便所棟：その2	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	30.16
別館	1階：創作体験工房 (創作体験)	木・鉄筋コンクリート造 合金メッキ鋼板葺2階建	727.14
	1階：木育スペース (木育スペース)		
	2階：東海道歴史体験ホール (地域の歴史資料等の展示)		
	レストコーナー (休憩所・授乳室)	鉄筋コンクリート造 合金メッキ鋼板葺平家建	73.49
駐車場 (※3)	第1駐車場 (普通自動車141台 駐車可能)	鉄骨造 陸屋根2階建 (立体駐車場：屋上にも駐車できる。3層駐車場面積約4,200㎡)	2,816.36
		木造 合金メッキ鋼板葺平家建 (管理棟)	34.06
	第2駐車場 (普通自動車60台 駐車可能)	平面駐車場 約2,978㎡	—
		木造合金メッキ鋼板葺平家建 (管理棟)	34.06

※1 位置図、施設平面図は別紙1のとおり

※2 「建物の名称」欄のうち、太字は市の管理上の名称、括弧書きは用途

※3 ほかに、市が国土交通省中部地方整備局から駐車場用地として占用許可を受けている国道1号静岡バイパス泉ヶ谷高架下用地を使用可能

2 指定管理業務の内容

- (1) 地場産業及び伝統工芸に係る創作体験の企画運営に関すること。
- (2) 地場産品及び伝統工芸品の展示に関すること。
- (3) 地域の歴史資料等の展示に関すること。
- (4) 駿府匠宿の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他詳細は別紙仕様書のとおり

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで 5年間

この期間は、静岡市議会での議決により決定します。

4 募集条件

法人その他の団体（以下「団体」という。）で、市の地場産業及び地域の歴史等に精通しようとする意欲が高く、地場産業界及び地域との密な連携に積極的な、次の要件を満たすものとします。

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
- (5) 市内に事務所等を有し、事故、災害など緊急時における安全対策や連絡体制が整備されていること。
- (6) 本市の伝統工芸や地場産業及び地域の歴史等に精通し、地場産業界とのネットワークが構築されていること、又は構築しようとする意欲が感じられること。
- (7) 複数の団体で構成するグループによる申請の場合にあっては、次のアからオまでの全てを満たすこと。

ア 代表となる団体を定め、その他の団体はグループの構成員となる。

イ 単独で申請した団体は、他のグループの構成員になることができない。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできない。

エ グループを構成する全ての団体が上記（3）及び（4）の条件に該当しなければならない。

オ グループの構成員は、原則として変更できない。

5 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

また、複数の団体で構成するグループの場合は、構成員が次のいずれかに該当するときは応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防等設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 直近の1年間に於いて、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（団体、代表者等）

6 申請に関する書類

(1) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本1部、副本10部です。

使用する用紙の規格は、原則A4縦とし、図面など規格を超えるものについてはA4の大きさに折り曲げてください。

ア 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」指定管理者指定申請書（静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則 様式第3号）

イ 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画書（静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則 様式第4号）

ウ 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画に関する収支予算書（静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則 様式第5号）

エ その他添付書類（グループの場合は、構成員となる全ての団体のもの）

(ア) 定款又はこれに準ずるものの謄本

(イ) 団体の役員名簿

(ウ) 令和4年度から令和6年度までの貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれら

に類する書類

- (エ) 市税、法人税・消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書
- (オ) 団体概要書（募集要項 様式第1号）
- (カ) 指定管理者の申請に係る誓約書（募集要項 様式第2号）
- (キ) 申請に関する連絡先（募集要項 様式第3号）
- (ク) 事業計画概要書（募集要項 様式第4号）・・・プレゼンテーション用資料
- (ケ) グループ申請の場合は、グループの構成員を記載した書類、グループ協定書の写し、委任状（募集要項 様式第5号）、印鑑証明書（構成員が法人でない場合）

(2) 申請方法

直接持参又は郵送（郵送の場合は、書留とすること。）

(3) 提出先

静岡市経済局商工部産業振興課 地場産業係

（静岡市駿河区曲金三丁目1番10号 ツインメッセ静岡 中央棟3階）

(4) 募集期間（申請書提出期間）

令和7年10月20日（月）から令和7年11月25日（火）まで（必着）

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

(5) 説明会の開催

応募を予定する団体を対象に、次のとおり説明会を開催します（参加は希望者のみ）。

ア 開催日時 令和7年11月7日（金）午前10時から

イ 集合場所 ツインメッセ静岡中央棟3階レクチャールーム

（静岡市駿河区曲金三丁目1番地10号）

ウ 参加申込 参加を希望する団体は、11月3日（月）までに「説明会参加申込書（募集要項 様式第6号）」に記入の上、直接持参、FAX又はメールでお申し込みください。

(6) 質問の受付期限、回答日及び回答方法等

ア 受付期間 令和7年10月28日（火）から11月11日（火）まで

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

イ 送付方法 別紙「質問票（募集要項 様式第7号）」に記入の上、直接持参、FAX又はメールで受付期限までに産業振興課地場産業係に送付してください。

ウ 回答日 令和7年11月17日（月）（予定）

質問内容により、順次回答していく場合もあります。

エ 回答方法 質問者及び申請予定団体にFAX又はメールで回答します。

(7) その他留意事項等

ア 不正等があった場合の取扱い

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

(ア) 複数の事業計画書を提出した場合

(イ) 申請書類に虚偽又は不正があった場合

(ウ) 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合

(エ) 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、審査委員会及び指定管理者選定委員会の委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするよう働きかけた場合

(オ) その他不正な行為があったと市が認めた場合

イ 申請書類の取扱い

(ア) 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要な場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(イ) 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

(ウ) 返却

一度提出された書類は、お返ししません。

(エ) 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

ウ 申請に当たっての費用負担

申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

市は、申請者から提出された事業計画等について、書類審査及びプロポーザル審査を経

て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、静岡市議会に指定管理者の指定議案として上程し、静岡市議会の議決を経て市長が指定します。

なお、応募後に募集条件等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

ア 書類審査

所管課で申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類について審査します。

イ プロポーザル審査

申請者に「事業計画概要書」を用いてプレゼンテーションを行っていただき、審査基準に照らして審査します。日程については、後日連絡します。(令和7年12月1日(月)を予定)

(2) 審査基準

審査項目、配点、比重は、別紙「静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」指定管理申請者審査表(静岡市指定管理者制度の手引様式第18号)」のとおりとします。

類似施設とは、観光施設を指します。

(3) 選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理者(候補者)を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者(候補者)は、静岡市議会(令和8年2月定例会を予定)に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

静岡市議会での議決事項は次のとおりです。

ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

イ 指定管理者に指定する団体の名称

ウ 指定期間

(5) 選定結果の公表

選定結果(申請団体の名称、評価点等)については、静岡市議会での議決後、市ホームページで公表します。

8 協定の締結

指定管理者の指定後（令和8年3月下旬を予定）、指定管理料や業務の詳細を定めるため、別添「協定書（案）」のとおり市と指定管理者との間で協定を締結します。

なお、協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、指定期間中の年度ごとに締結します。

9 その他

（1）情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該指定管理者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を除き、公開する場合があります。

（2）守秘義務

指定管理者は、施設の管理運営を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。また、指定管理期間終了後においても同様とします。

（3）指定取消等

当該指定管理者に指定管理業務を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定の取消や期間を定めての業務の一部又は全部を停止することがあります。

また、指定管理中に施設が廃止された場合は、指定が終了になります。

（4）施設の修繕工事について

駿府匠宿では、指定期間中に施設の長寿命化等を図るための修繕工事を予定しています。

原則として、施設は開館したまま建物ごと段階的に修繕を行いますが、修繕箇所により施設の一部を閉館する必要がある場合は、別途、市と指定管理者で協議の上実施します。

（5）その他

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則を令和8年4月1日で改正予定であるため、「【令和8年4月1日施行】駿府匠宿条例施行規則」を確認のこと。

10 問合せ先及び申請書類等提出先

〒422-8006 静岡市駿河区曲金三丁目 1 番10号

静岡市経済局商工部 産業振興課 地場産業係 [担当] 前田・片山

電話：054-281-2100 ／ F A X：054-284-3987

E-mail:sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp ※全角@を半角@に置き換えてください。